

## 入札金額の内訳書の提出について（変更）

平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、入札時に内訳書のご提出をお願いしているところですが、この度、電子調達サービスにおけるシステム変更に伴い、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 取扱いについて

平成 29 年 7 月 3 日以降、一般競争入札又は指名競争入札により実施する工事案件では、入札時に内訳書の提出について以下のとおり取り扱います。

文京区役所にて行う入札（以下「紙入札」という）においては、別添の様式を使用してください。添付は、初回の入札のみとします。

電子調達サービスを利用した入札（以下「電子入札」という）においては、入札金額入力の際、「内訳書登録」入力欄が表示されますので、必要な項目を入力してください。内訳書の添付は不要となります。また、内訳書の入力初回は初回の入札のみとします。

紙入札において内訳書の添付がない、あるいは、電子入札において内訳書の入力がない場合は、原則として当該入札者の入札を無効とします。また、内訳書の記載が次に掲げる場合に該当したときは、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とします。

- (1) 入札者の提出者名の誤記がある場合（誤字、脱字等の軽微な不備は除く）
- (2) 工事件名の誤記がある場合（誤字、脱字等の軽微な不備は除く）
- (3) 入札金額と内訳書の総額の著しい相違がある場合

#### 2 提出方法

電子入札においては、入札金額入力の際、「内訳書登録」入力欄が表示されますので、必要な項目を入力してください。内訳書の添付は不要となります。

なお、告示文又は入札案内書において持参による内訳書の提出となる案件（紙入札）は、契約管財課に直接提出となります。その場合は、各工事案件の決められた日時に必ず持参してください。

#### 3 適用時期

平成 29 年 7 月 3 日以降に告示又は公表する工事案件から適用します。

#### 4 その他

落札者に求めている詳細な内訳書の提出については、平成 29 年 7 月 3 日以降も、従前どおり実施します。

年 月 日

文京区長 殿

所在地  
名 称  
代表者

印

## 工 事 費 内 訳 書

工事件名	
------	--

工種等	金額 (円)
直接工事費	円
共通仮設費	円
現場管理費	円
一般管理費	円
その他	円
工事価格 (合計/税抜)	円